都道府県知事

殿

公募団体の長

厚生労働省社会·援護局長 (公印省略)

若者に向けた効果的な自殺対策推進事業の実施について

標記については、「座間市における事件の再発防止策について」(平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるような仕組みや心のケア対策を充実させるための効果的な対策について実践的な調査研究を行うことともに、こうした事業に先駆的に取り組んでいる自治体や民間団体による事業実施を通じて、若者に向けた効果的な自殺対策を促進することを目的として、今般、別紙のとおり「若者に向けた効果的な自殺対策推進事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村に対する周知につき、配慮願いたい。

若者に向けた効果的な自殺対策推進事業実施要綱

1 目的

自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、自殺対策を生きることの包括的な支援として、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を推進していくことが必要である。平成29年7月に策定した「自殺総合対策大綱」においても、当面の重点施策の1つにとして「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」こととされているところである。

こうした中、平成29年10月に座間市において若者が日常的に利用するSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した凶悪な事件が起き、政府においては、「座間市における事件の再発防止策について」(平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定)を取りまとめたところである。

本決定を踏まえ、厚生労働省では、自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるような仕組みや心のケア対策を充実させるための効果的な対策について実践的な調査研究を行うことともに、こうした事業に先駆的に取り組んでいる自治体や民間団体による事業実施を通じて、若者に向けた効果的な自殺対策を促進する。

- 2 「若者に向けた効果的な自殺対策推進事業評価委員会」の設置
- (1) 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、後述する「若者に向けた効果的な自殺対策の実践的調査研究事業」(以下「調査研究事業」という。)及び「若者に向けた効果的な自殺対策に係る先駆的実践事業」(以下「実践事業」という。)の両事業について、申請された事業採択の可否等に関する評価を実施するため、社会・援護局総務課自殺対策推進室長が「若者に向けた効果的な自殺対策推進事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。
- (2)評価委員会の運営及び申請された事業の採択に関する評価の実施方針等については、 社会・援護局総務課自殺対策推進室長が別に定める「若者に向けた効果的な自殺対策 推進事業評価委員会運営要領」によるものとする。

3 事業内容等

(1) 「若者に向けた効果的な自殺対策の実践的調査研究事業」(調査研究事業)

ア 実施主体

本事業の実施主体は、事業を適切に行うことができる法人であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 法人格を有する団体
- 二 申請した事業が評価委員会において採択された、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人
- 三 過去において、法令等に違反する不正行為を行った法人については、不正を行った年度の翌年度から5年以上経過している法人

イ 対象事業

本事業の対象は、次の第一号から第三号の全てについて得られる成果が今後の施策 等に反映できるもの及び第四号に規定する要件を全て満たすものとする。

なお、事業の実施に当たっては、有識者等により構成する「検討委員会」を設置し、 平成30年3月の「自殺防止対策強化月間」における SNS 相談等の分析や実践事業の 内容の検討を踏まえるなどして、具体的に検討を行うものとする。

- 一 若者を相談窓口へ繋げる支援に関する調査研究インターネットの活用等による新たな情報提供等の仕組みの開発
- 二 SNS 相談に係る様々なノウハウの向上に関する調査研究 SNS による相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成、SNS 相談に係る研 修内容の検証、SNS 相談に関する学校における取組との連携
- 三 居場所づくりに対する支援に関する調査研究 居場所づくりに関するモデルの作成

四 その他

- (ア) 単年度で終了する事業であること。
- (イ) 次の①から④までのいずれにも該当しない事業であること。
- ① 事業の主たる目的に係る業務の大部分を外部委託するもの又は第三者への資金交付を目的とした事業
- ② 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- ③ 営利を目的とした事業
- ④ 交付対象額が50万円に満たない事業
- (2) 「若者に向けた効果的な自殺対策に関する先駆的実践事業」(実践事業)

ア 実施主体

本事業の実施主体は、事業を適切に行うことが出来る者であって、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 法人格を有する団体
- 二 申請した事業が評価委員会において採択された、都道府県又は市町村並びに社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人(都道府県又は市町村が実施主体となる場合にあっては、対象事業の全部又は一部を社会福祉法人や NPO 法人など実施主体が適当と認める団体に委託することができる)
- 三 過去において、法令等に違反する不正行為を行った法人については、不正を行った年度の翌年度から5年以上経過している法人

イ 対象事業

本事業の対象は、次の第一号から第三号のいずれかに該当するものであって得られる成果が今後の施策等に反映できるもの及び第四号に規定する要件を全て満たすものとする。

- 一 若者を相談窓口へ繋げるための支援に関する実践的事業インターネットの活用等による新たな情報提供等の仕組みを活用した支援事業
- 二 SNS 相談に関する様々なノウハウの向上に係る実践的事業 SNS を活用した相談支援事業
- 三 居場所づくりに対する支援に資する実践的事業 居場所づくりに関するモデルの作成

四 その他

- (ア) 単年度で終了する事業であること。
- (イ) 次の①から④までのいずれにも該当しない事業であること。
 - ① 都道府県又は市町村以外の者が実施主体となる場合において、事業の主たる 目的に係る業務の大部分を外部委託するもの又は第三者への資金交付を目的と した事業
 - ② 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
 - ③ 営利を目的とした事業
 - ④ 交付対象額が50万円に満たない事業

4 留意事項

- 一 実施主体は、評価委員会に申請する際に、実際に事業を行う事業担当者と本事業の 金銭管理(出納を含む。)を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約しなければならない。
- 二 経理担当者は、事業担当者を兼ねることができない。
- 三 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出 する旨を誓約しなければならない。
- 四 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが 採択された事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ の掲載等の方法により速やかに公表しなければならない。また、実施主体は、実績報 告書の提出時において、事業の成果物(事業の成果等をまとめた報告書冊子)を電子 媒体(PDF形式)により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載した時点にお いて社会・援護局総務課自殺対策推進室へ報告しなければならない。
- 五 実施主体は、事業に関する収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査 を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書と ともに社会・援護局総務課自殺対策推進室に提出しなければならない。
- 六 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を受け入れなければならない。
- 七 事業終了後、事業成果の発表を依頼する場合があるので、予め承知されたい。
- 八 他制度による補助対象事業及び国庫補助事業が廃止(一般財源化)された事業並び に地方公共団体の補助事業により実施していたものは本事業の対象とならないもの であること。
- 九 交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称について 交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行っては ならない。

5 成果の報告

実施主体は、事業の成果を取りまとめ、国へ報告するとともに、その内容を公表する ものとする。

また、実践事業の実施主体は、必要に応じて、検討委員会へ協力すること。

6 実施主体の決定について

本事業の実施にあたっては、別に定めるところにより公募を行い、「評価委員会」において実施主体を決定するものとする。

7 採択の取消し

- ー 採択された事業(調査研究事業)が完了するまでの間において、実施主体が3(1) アの二号に該当することとなったとき、又は事業が3(2)イの四号の①から④まで のいずれかに該当することとなったときは、事業の採択を取り消すことができる。
- 二 採択された事業(実践事業)が完了するまでの間において、実施主体が3(2)アの二号に該当することとなったとき、又は事業が3(2)イの四号の①から④までのいずれかに該当することとなったときは、事業の採択を取り消すことができる。
- 三 前項の規定により、事業の採択が取り消された場合、実施主体は交付金を返還しなければならない。

8 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。